

# 社会福祉法人 三交会 行動計画

法人職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、また、職員が仕事と子育てを両立することができ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 4月 1日～令和6年3月31日までの 3 年間

## 2. 内容

目標1：令和4年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

### <対策>

- 令和3年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和3年 5月～ 管理職による運営会議での検討開始
- 令和3年 6月～ ノー残業デーの実施  
管理職への研修（年1回）及び社内報などによる社員への周知（毎月）

目標2：令和6年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間75%以上とする。

### <対策>

- 令和3年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和3年 7月～ 管理職による運営会議での検討開始
- 令和3年 12月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和4年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：育児休業を取得しやすく、休業から復帰しやすい職場にする。

### <対策>

- 令和3年 4月～ 育児休業に関する法人規程の周知
- 令和3年 7月～ 管理職による運営会議での検討開始
- 令和3年 12月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和4年 4月～ 有給休暇取得のためのシフト表作成や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始